

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

規則

規則

福島県財務規則の一部を改正する規則及び福島県職員公舎規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月四日

福島県印事

福島県規則第四十五号

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。
第二百七十四条の二第一項に後段として次のように加える。

告示

福島県告示第二百二十二号
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十六年四月四日

福島県知事 佐藤 雄平

検査区域 _____ **対象となる特定計量器** _____ **検査の期日及び時間** _____ **検査場所** _____

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
------	------------	-----------	------

との情報提供があつたため、周辺の自然環境の保全及び野生生物の保護に十分に配慮するとしている。

なお、起業地は、景観法（平成十六年法律第二百六十号）及び福島県景観条例（平成十年福島県条例第十三号）で指定されている景観計画区域「磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域」内であるため、あらかじめ福島県知事に行方の通知を行

い、景観法及び福島県景観条例に準拠した施設整備を進めるとしている。

その他、起業地は農地であるが、他の農地とは道水路等によって隔てられるため、農地利用集積に支障を及ぼすおそれはなく、工事施工時には周辺に影響を及ぼさないよう土留工などで対応するとしている。

したがつて、本件事業施行により失われる利益は軽微であると認められる。

（二）事業計画の合理性

起業者は、起業地の選定に当たつて、磐越自動車道猪苗代磐梯高原インター、エシジ周辺の一箇所を候補地として比較検討を行つてゐるが、社会的、経済的及び技術的見地から総合的に勘案すると、本起業地が最も合理的であると認められる。

また、施設の規模については、起業地周辺の道路交通量や特別豪雪地という地域特性、公募住民を含む（仮称）道の駅猪苗代整備検討委員会の意見等を踏まえ決定したものであり、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると認められる。

4 (一) 事業を早期に施行する必要性

猪苗代町では、近年の農業・観光業の低迷に対する産業の活性化及び雪対策充実を喫緊の課題としている。

また、本件事業は第六次猪苗代町振興計画及び猪苗代町都市計画マスター・プランに基づき行うものであり、事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。又は使用の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。起業地を表示する図面の長期縦覧の場所
猪苗代町役場建設課

（土木総務課用地室）

（道路計画課）

路線名		区間		変更前		変更後	
				変更の別		敷地の幅員	
				(メートル)		(メートル)	
県道高隣 田島線							
南会津郡下郷町大字白 岩字北上平五六九番二 地先から	岩字北上平五六九番二 地先から	三・六〇 一五・〇	一一一・五 一二一・五				
同 郡同 町大字白 岩字南上平四三七番一 地先まで	同 郡同 町大字白 岩字南上平四三七番一 地先まで	三・六〇 一〇・四	一一一・五 一二一・五				

福島県告示第二百二十七号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十六年四月四日から一週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年四月四日

路線名		区間		変更前		変更後	
				変更の別		敷地の幅員	
				(メートル)		(メートル)	
県道熱塩 坂下線							
喜多方市熱塩加納町宮 川字岩尾西四〇番一地	喜多方市熱塩加納町宮 川字諭林一六〇二番	一一・五〇 一七・〇	一一・六〇 二五・五				
先から 市熱塩加納町宮 一地先まで	先から 市熱塩加納町宮 一地先まで					五三一・五	

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十六年四月四日から一週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年四月四日

福島県知事 佐藤雄平

福島県告示第二百二十七号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十六年四月四日から一週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年四月四日